



議案第三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年二月十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年二月十日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第^{二十五}号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「千七百円」を「二千二百円」に、「一人については」を「二人までについては、それぞれ」に、「千二百円」を「そのうち一人については千四百円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうち当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるときは、当該職員の扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、四百円に同法第六条第一項の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数をこえるときは、当該

支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数)を乗じて得た額を減じた額とする。

第十六条第二項中「給料の月額」を「給料の月額及び住居手当の月額の合計額」に改める。

第十九条第二項中「百分の百、」を「百分の百十、」に改める。

第二十一条第二項中「第九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	45800	39500	—
2	69500	56900	48400	41400	31000
3	72800	59800	51000	43500	32100
4	76100	62700	53600	45700	33200
5	79400	65700	56300	47900	34400
6	82700	68700	59000	50100	36100
7	86200	71700	61600	52300	37800
8	89700	74800	64100	54500	39500
9	93200	77900	66600	56400	40800
10	96700	81000	69100	58300	42100
11	100200	84000	71500	60100	43300
12	103500	87000	73900	61900	44500
13	106500	89900	76300	63700	45600
14	109500	92500	78400	64900	46700
15	112200	94700	80500	66100	47700
16	114900	96400	82000	67100	48600
17	117000	97800	83300	68100	49500
18	119100	99100	84500	69100	
19	121100	100400	85700	70100	
20	123100	101700	86900		
21		103000	88100		

別表第四

医療職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級
号 給	給料月額	給料月額
1	94100	—
2	98600	80800
3	103100	85100
4	107900	89600
5	112700	94100
6	117500	98600
7	122300	103100
8	127100	107700
9	131900	112300
10	136700	116900
11	141500	121500
12	145700	125300
13	149900	129100
14	154100	132700
15	158300	135900
16	161500	139100
17	164700	142300
18	167900	145500
19	170400	147500
20	172900	149500
21	175300	151400
22	177700	153300
23	180100	155200
24		157100

附 則

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(同条例第九条第四項及び第二十一条第二項の規定を除く。)は、昭和四十六年五月一日から、改正後の条例第九条第四項及び第二十一条第二項は、昭和四十七年一月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(町長の定める職員にあつては、町長の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応す

る同表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとす。その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、町長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切

替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(改正後の条例第四条の適用の経過措置)

9 改正後の条例第四条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号給」とあるのは「号給又は三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十七年三朝町条例第 号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第四項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

10 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第四条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、

町規則で定める。

(給与の内払)

改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額
行政職給料表	5等級	1	2		
		2	3		
		3	4		
		4	5		
		5	6	3	35600
		6	7	6	36800
		7	8	9	38100